

(51) 二〇一四年時において、ガイド料は一日三〇万ルピア、日本円にして二六〇〇円程度。

参考文献

- 阿部嘉治 二〇一三「インドネシア・タナトラジャの世界遺産登録プロセス」日本国際観光学会論文集(第二〇号)
曾士才 一九九八「中国のエスニック・ツーリズム——少数民族の若者たちと民俗文化」愛知大学現代中国学会
『中国21』三号、四三―六八頁
- 鳥越憲三郎・若林弘子 一九九五『倭族トラジャ』大修館書店
藤木庸介編 二〇一〇『生きている文化遺産と観光』学芸出版社
布野修司 一九九七『住まいの夢と夢の住まい』朝日新聞社
細田亜津子 一九九六『トラジャ紫の大地』西田書店
山下晋司 一九八八『儀礼の政治学』弘文堂
山村高淑・張天新・藤木庸介編 二〇〇七『世界遺産と地域振興』世界思想社
B・ルドフスキー、渡辺武信訳 一九八四『建築家なしの建築』鹿島出版会
Amir Achsin, 2006. "Toraja A Unique Culture" CV. Putra Maspul Publisher
International Council on Monuments and Sites. "ICOMOS International Cultural Tourism Charter" ICOMOS
International Cultural Tourism Committee December 2002
Kathleen M. Adams. 2006. "Art as Politics" University of Hawaii Press Honolulu
Roxana Waterson. 1990. "The Living House" Oxford University Press Pre Ltd.
Samban C. Parinding and Judi Achjadi. 1998. "Toraja Indonesia's Mountain Eden" Times Editions
World Heritage Committee. 1997. "Justification for Inscription: The Old Town of Lijiang. Report of the 21th Session
of the Committee. 1997" UNESCO (WHC-97/CONF.208/17)

中国における「遺産」政策と現実との相克

——ユネスコから「伝統の担い手」まで

菅 豊

はじめに

現在、世界各地の多くの伝統的な文化に、「遺産 (Heritage)」という「称号」や「肩書き」が与えられている。近代社会において打ち捨てられてきた伝統文化の価値が、「遺産」という称号や肩書き、そしてそれらを受ける政策や制度によって発見されているのである。伝統文化は、いまでこそ一躍脚光を浴びているが、しかしその価値が「遺産」として社会に認められたのは、ここ数十年のことに過ぎない。そしてその価値は無意識に、あるがままに、そして自然に見出されたのではなく、文化のグローバル・ポリシークスのなかで意識的に、作為的に、そして操作的に構築されてきたのである。

長い歴史を有する伝統文化を「遺産」としてとらえる考え方が、世界のなかで主流となるのは一九七〇年代以降のことである。そしてそのとらえ方は、ユネスコ(UNESCO:国際連合教育科学文化機関、以後、本論ではユネスコと表記する)が介在する文化のグローバル・ポリティクスのなかで醸成されてきた。ただ、第二次世界大戦後に文化政策をユネスコが遂行する段階では、「遺産」ではなく「財(Property)」として伝統文化を位置づけていた[七海二〇一三、菅二〇一四]。伝統文化を「財」としてとらえるこの考え方から「遺産」としてとらえる考え方への転換が、一九七〇年代に大きく進展したのである。

とくに世界各国の文化政策に多大なインパクトを与えた「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage)が一九七二年に締結されて以降、「財」から「遺産」へという伝統文化のとらえ方の変化は顕著になる。二〇〇一年には、ユネスコによる「文化的多様性に関する世界宣言」(UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity)が採択され、第一回の「人類の口承及び無形遺産の傑作」(Masterpieces of the Oral and Intangible Heritage of Humanity)が宣言された。そして二〇〇三年には「無形文化遺産の保護に関する条約」(Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage)が締結され、「遺産」の枠組みが無形文化にまで拡大された。その後、この「遺産」をめぐるグローバル・ポリティクスが、世界各国の文化政策を含む政治や文化、地域社会に多大なる影響を与えてきたことは周知のとおりである。

この「遺産」の考え方と制度を最も熱烈に歓迎し、そして最も戦略的に利用してきた国家が、本論で取り扱う中国である。ユネスコによる世界的な文化政策である世界遺産保護政策、ならびに無形文化遺産保

護政策が世界各国に大きな影響を与えるなか、中国政府はこれらの文化政策に多大なる刺激を受けた。そして、「遺産」をめぐる国内対外対応を著しく加速させたのである。二〇〇〇年代以降、中国はまさに「文化遺産時代」へ突入したといっても過言ではない。

しかし一方で、この中国政府の国内外への対応は、ユネスコが設計した政策、あるいは制度や理念と完全に一致するものではなかった。それはさまざまな局面で、ずれを生じさせたのである。また、そのユネスコの「遺産」をめぐる動きに触発されて整備された中国政府の「遺産」政策や制度は、国内の地方政府や「伝統の担い手」たちをも大いに触発してきたが、その結果、地方政府や伝統の担い手たちは、「遺産」政策や制度に対しさまざまな適応を行った。その適応もまた、ユネスコの「遺産」のみならず、中央政府の「遺産」とも、ずれを生じさせたのである。それは、政策や制度を遂行し受容するなかで、自然と「ずれる」場合もあったし、一方で、政策や制度の実施者や受容者たちが企画、意識してそれを「ずらす」場合もあった。

この文化政策と現実との「ずれる/ずらす」ありようのために、「遺産」が存在する中国の諸地域では、不確実性を帯びた文化状況、社会状況が現出している。文化政策や制度を実社会に適用する際、それらの政策や制度でもたらされる結果を、事前に正確に予想することはそれほど容易ではない。つまり、政策や制度が生み出した状況変化やインパクト、そして結果というものは、往々にして政策や制度の立案時に想定されていたものから、ずれ、ずらされているのである。本論ではそのような、ずれ、ずらされる文化政策や制度、そしてそれらへの人びとの対応について、中国の「遺産」政策や制度をめぐる現象を題材に考察する。

表1 ユネスコの無形文化遺産の国別記載件数(2014年8月現在)

記載件数順位	国名	代表一覧表	緊急保護一覧表	ベスト・プラクティス	計
1	中国	30	7	1	38
2	日本	22	0	0	22
3	韓国	16	0	0	16
4	クロアチア	13	1	0	14
4	スペイン	11	0	3	14
6	フランス	11	1	0	12
7	トルコ	11	0	0	11
7	ベルギー	10	0	1	11
7	モンゴル	6	5	0	11
10	イラン	8	2	0	10
10	インド	10	0	0	10

七件(二〇一四年八月現在)にも上り、イタリア(五〇件)に次いで世界第二位の記載件数となっている⁽⁴⁾。さらに、無形文化遺産を見れば、その対応の積極性はより顕著である。ユネスコの無形文化遺産の「代表一覧表」⁽⁵⁾「緊急保護一覧表」⁽⁶⁾「ベスト・プラクティス」に記載された中国の件数は全三八件(二〇一四年八月現在)で、現在、世界第一位の記載件数を誇っている。その件数は、他の国々に比べて突出している(表1)。

これらの数字から、中国政府がユネスコの世界遺産、無形文化遺産政策を熱烈に歓迎し、受容していることが理解される。グローバル・ポリテイクスのなかで生み出された「遺産」の考え方は中国を大いに刺激し、中国はいまや「遺産」のホット・スポットと化しているのである。

このようなユネスコの「遺産」の刺激は、二〇〇〇年代以降の文化遺産時代に中国で展開された国内文化政策にも、多大な影響を与えてきた。ただし中国政府は、ユネスコの「遺産」概念をそのまま同じ形で直輸入したのではない。それは意味内容や範疇、そしてその価値を中国的に組み換え、再解釈した、すなわち、ずれた、あるいはずらされたものである。また、それは文化大革命によって、多くの伝統文化を封建的文化、あるいは迷信的文化として破壊し、負の文化として否定した考え方を根底から転換した、すなわち文革期の思考から、ずれた、あるいはずらさ

具体的にはまず、国家間レベルの主要アクターであるユネスコを起点として定められた「遺産」概念や政策、制度に、国家レベルのアクターである中国政府が積極的に応答する状況を解説する。次にそれらを中国的な国内向けの「遺産」政策や制度として、積極的に読み換える状況を明らかにする。さらに、その国内政策・制度を再び読み換え、地方の文化政策として応用展開する地方レベルのアクター⁽⁷⁾地方政府、そして、その政策や制度に巻き込まれたり、あるいはそれらを積極的に読み換えながら参画したりする個人レベルのアクター⁽⁸⁾伝統の担い手が変化化する状況を、観光開発が進展する小地域で考察する。それらすべてが、文化政策や制度をめぐって立ち現れる「ずれる/ずらす」現象なのである。

なお本論では、ユネスコが使用する intangible cultural heritage を、日本で通常使用される「無形文化遺産」という用語で基本的に表記し、中国における制度の固有の名称は、中国政府が公式使用する「非物質文化遺産」という用語で表記する。無形文化遺産も非物質文化遺産も、共に intangible cultural heritage の翻訳語であるが、それが日中両国に受容された後、それぞれの国内の文化政策と関連づけられ、さらに特徴づけられる段階、すなわち、ずれ、ずらされる段階で、各国政府の事情や思惑に応じて意味や概念が独自にアレンジされており、両者は必ずしも一致しないことを確認しておく⁽⁹⁾。

1 過熱する中国の文化ポリテイクス

文化遺産時代の到来を迎え、中国政府はユネスコの「遺産」をめぐる制度へ熱心に対応した。たとえば、中国の世界遺産(自然遺産、文化遺産、複合遺産)を見れば、「世界遺産一覧表」に記載された件数は四

れたものでもあった。

文革以前、すでに中国には、日本と同じく歴史的文化を「財」あるいは「宝」とみなして保護する制度が存在していた。早くも一九六一年には国務院が「文物保護管理暫行条例」を発し、「文物——いわゆる有形文化・物質文化——」の保護を行っている。しかし、その保護に関する法規は文革期には機能しなくなり、多くの文物が破壊された。文革が収束した後の一九八二年に、ようやく「中華人民共和国文物保護法」が制定され、歴史、芸術、科学的に価値のある文物が法的に位置づけられ、保護された。この文化保護制度によって守るべき対象とされた「文物」は、文化遺産時代に入った現在、「遺産」として新しく位置づけ直されている。

二〇〇五年一月に「国務院關於加強文化遺産保護的通知」⁽⁶⁾が国務院より下された。この通知は、中国的な「文化遺産」という概念と解釈が提示されている点で重要である。ここでいう「文化遺産」は、「物質文化遺産」と「非物質文化遺産（先にも述べたように無形文化遺産に相当する）」を包括する概念である。

この中国の「文化遺産」の概念は、明らかに中国的に読み換えられたものである。概念上、それは非物質文化遺産までも包含している点が特徴的で、ユネスコの世界遺産制度（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）で定義されている（「世界」文化遺産）とは、意味内容において、ずれてしまっているのである。周知のとおり、ユネスコでは世界遺産の制度と無形文化遺産の制度とを、別立ての制度として設計している⁽⁷⁾。そのため、世界遺産制度が定義する「文化遺産」のなかには、概念的に無形文化遺産を含んでいない。一方、中国では「文化遺産」のなかに非物質文化遺産を含んで、政策・制度上の基礎

概念を構成しているのである。

中国はどのようにユネスコの「遺産」概念を受容しつつも、一方で独自の概念構成を行っている。そして、その中国的な「遺産」概念構成のなかに、ユネスコの「遺産」概念が再配置されている。たとえば、ユネスコが規定する「文化遺産」は、中国が規定する「文化遺産」の下部概念である物質文化遺産へと再配置されているものと考えてよい。

ユネスコが規定する「文化遺産」は、条約上「記念工作物」「建造物群」「遺跡」に分類され、記念工作物は「建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居ならびにこれらの物件の組み合わせであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの」、建造物群は「独立した建造物の群又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの」、遺跡は「人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの」と定められている⁽⁸⁾。

一方、中国政府が「国務院關於加強文化遺産保護的通知」で規定した「文化遺産」のなかの物質文化遺産は、歴史、芸術と科学（学術）的価値を有する「文物」、すなわち遺跡や古墳、古建築、石窟寺、石刻、壁画、近現代重要史跡、及び代表的建築などを含む「不可移動文物（移動できない文物）」や、歴史上各時代の重要実物、芸術品、文献、自筆原稿、図書資料等を含む「可移動文物（移動できる文物）」、ならびに建築様式や分布が均一、あるいは環境景観との結合に関して突出した普遍的価値をもつ「歴史文化名城（街区、村鎮）——後に詳述する——」とされている。両者の内容を対照すれば、完全ではないにしろ、

その包含する事物がかなりの部分で重なり合っていることが理解される。つまり、中国では文化遺産という概念をずらして設定しつつも、その下位概念の物質文化遺産のカテゴリーによって、整合性のある程度保っているのである。

一方、ユネスコが定めた無形文化遺産と、中国が定めた非物質文化遺産とは、当初よりほぼ整合性をもたされている。ユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」で規定される無形文化遺産の「分野(domains)」は、(a)口承による伝統及び表現(無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む)、(b)芸能、(c)社会的慣習、儀式及び祭祀行事、(d)自然及び万物に関する知識及び慣習、(e)伝統工芸技術を含んでいる。そして、中国の非物質文化遺産は、大衆生活と密接に関係し非物質の形態(無形)で存在するものであり、何世代にもわたって継承される伝統文化の表現形式を意味するもので、具体的には「口頭伝統、芸能、民俗活動と儀礼や祝祭日、自然界と宇宙の民間伝統に関する知識と実践、伝統手工芸技能、及び上述の伝統文化の表現形式に関係する文化空間」などの分野が例示されている。それは、ユネスコが定義する無形文化遺産と、ほぼ重なり合っている。

中国政府が国内の文化政策のために構築した「遺産」概念は、基本的にその全体構成はユネスコの「遺産」概念の延長線上にある。しかし、細部を検討するとユネスコの「遺産」概念とは、ずれ、ずらされているのである。このユネスコと中国政府とのずれは、その「遺産」に見出す価値の評価の局面を見れば、より顕著になってくる。

ユネスコの世界遺産制度では、人類全体のための世界の「遺産」としての価値や、あるいは無形文化遺産制度では、文化の多様性、及び人類の創造性に対する尊重を助長する価値といった、ある種、普遍性をもったユニバーサルな価値が重要視されている。一方、中国においては、さらにそれに加えて国家内部に向けたナショナルな価値が重要視されているのである。先述の「國務院關於加強文化遺產保護的通知」のなかで、中国政府は、文化遺産に見出す価値について、次のように述べている。

「我が国は悠久の歴史をもつ文明の古国である。長い歳月のなかで、中華民族は豊富かつ多彩で、満ち溢れる貴重な文化遺産を創造した。…(中略)…さらにいっそう我が国の文化遺産保護を強化し、中華民族の優秀な伝統文化を継承、発揚し、社会主義先進文化建設を推進するために、國務院は二〇〇六年から毎年六月第二土曜日を我が国の「文化遺産日」とすることに決定した…(中略)…中華民族特有の精神価値、思考方式、想像力を含みもつ我が国の文化遺産は、中華民族の生命力と創造力を体現し、それは各民族の智慧の結晶であり、全人類文明の貴重な宝である。文化遺産保護や、民族文化の伝承の保持は、民族感情紐帯を連結し、民族団結を増進し、国家統一及び社会安定を守る重要な文化基礎となり、それはまた世界文化の多様性と創造性を守り、人類共同発展を促進する前提である。文化遺産保護の強化は、社会主義先進文化の建設と、科学発展観を徹底的に実行し社会主義調和社会を構築する必要条件である」¹⁰⁾

この文章のなかでは、世界の人類に向けた普遍性や多様性などのユネスコの理念が、確かに尊重されている。しかし、そのような普遍的価値にしっかりと織り込むように、中華民族の優秀性や獨創性、さらに国家統一、民族団結、調和社会といった国家的なスローガンが謳われている。「遺産」の価値は、国家統

治の価値へと積極的に回収されているのである。中国政府は、「遺産」概念に国家政策へ貢献する有用性を見出した。そのために、「遺産」に関する国内制度を瞬く間に整備した。とくに、これまで制度的な枠組みのなかった非物質文化遺産に関する制度を、迅速かつ積極的に整備した。

「國務院關於加強文化遺產保護的通知」が発せられる四カ月前の二〇〇五年八月、國務院辦公庁は「國務院辦公庁關於加強我國非物質文化遺產保護工作的意見」という意見提出を行った。そのなかでは非物質文化遺産の価値や、その保護の重要性と緊急性、保護事業の目的と方針、認可（中国語で「批准」と表現）・公布する「名録（目録）」作成と保護の制度、保護事業の責任や構造などが解説されている。これによって中国の非物質文化遺産制度が、本格始動することになる。非物質文化遺産制度は中央政府主導で集権的に整備され、さらに省や市、県レベルの制度も同時に整えられた。その結果、現在では国家級、省級、市級、県級という複層的な非物質文化遺産制度が推し進められている。

二〇〇六年、前記の「意見」に従い、「國務院關於公布第一批國家級非物質文化遺產名録的通知」が出され、五一八項目の國家級非物質文化遺產の名録記載が認可、公布された（第一回認可）。國家級の非物質文化遺産名録への認可に際しては、「突出した歴史、文化と科学的価値」「集団における世代伝承性」「当地への比較的大きな影響性」、そして以上の条件とともに「消失の危機に瀕しているもの」という条件が挙げられている。この認可の後、第二回認可と第一回認可の拡大（二〇〇八年）、第三回認可（二〇一一年）を経て、國家級非物質文化遺産として、一二一九項目に上る伝統文化が、現在、認可されている。

この中国の國家級非物質文化遺産の認可件数には、その政策に熱心に取り組み中国政府の積極姿勢があらわれている。日本の國家レベルの無形文化遺産ともいえる国指定重要無形文化財、重要無形民俗文化財

の指定件数とそれを比べると、その政策への熱心さは一目瞭然である。日本では、国指定重要無形文化財が一九五〇年以降の六四年間で一〇二件、国指定重要無形民俗文化財が一九七五年以降の三九年間で二八六件、計四〇〇件弱しか指定されてこなかった（二〇一四年九月一日現在）。一方、中国ではわずか五年間で二二〇〇件以上の認可が行われている。中国の非物質文化遺産政策の規模と、展開スピードの凄まじさを推して知るべしである。

二〇一一年には「中華人民共和國非物質文化遺產法」が制定され、「調査」「項目名録（認可）」「伝承と伝播」「法律責任」等の管理制度がさらに整えられた¹⁾。さらに文化遺産時代に入って、中国の中央政府は、非物質文化遺産とともに「文化遺産」のなかの物質文化遺産に関する制度整備にも着手した。主な物質文化遺産は、旧来から存在した「中華人民共和國文物保護法」の読み換え――「ずらし」――によってカバーされているが、中国が「遺産」の概念を積極的に導入した二〇〇〇年代以降、さらに物質文化遺産に関する制度の充実が加速されることとなる。たとえば、先に触れた「歴史文化名城（街区、村鎮）」に関する制度はその典型である。

「歴史文化名城（街区、村鎮）」の制度は、日本の文化財保護法で規定される「伝統的建造物群保存地区」に類似するもので、歴史的景観を保護する制度である。それは認可単位の規模の順に「歴史文化名城（市を指定）」「歴史文化名鎮（鎮を指定）」「歴史文化名村（村を指定）」の階層に分けられている。歴史上重要な事件が起こった場所（古代の政治、経済、文化の中心地や革命の故地など）や、良好な形で古建築群が残留している都市や鎮、村などが選ばれている。「歴史文化名城（街区、村鎮）」の概念そのものは、前記の「中華人民共和國文物保護法」によって、早くも一九八二年には提示されているが、二〇〇〇年代

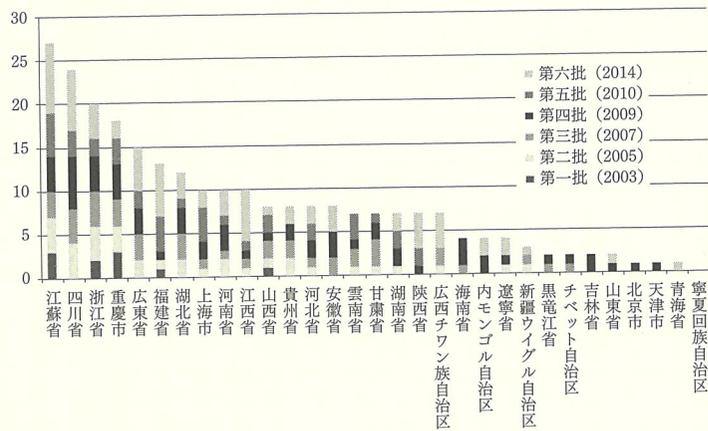


図1 省（自治区、直轄市を含む）別の国家級「中国历史文化名鎮」の許可件数（2014年現在）

その基準や条件が、中国の「歴史文化名城名鎮名村」の保護制度で重視されていることを、ここで確認しておく必要がある。後で詳しく述べるが、この「真实性」「完整性」という条件の履行は、実際の「歴史文化名城名鎮名村」では完遂されていないのである。さて、国家級の「名城」の認可は一九八二年から開始されたものの、「名鎮」「名村」の認可は二〇〇三年以降であり（二〇一四年まで、全六回の認可）、「名鎮」「名村」は、まさに中国の文化遺産時代の賜物である。文化遺産時代に入って、地方にその保護活動が拡大されたのである。ただし、その保護政策の拡大は中国全土で均質に執り行われたのではなく、地域的にかなり偏りがある。図1は省、自治区、直轄市ごとの国家級の「中国歴史文化名鎮」の認可件数をまとめたグラフである。これを見ると「名鎮」の認可に大きな偏りがあることがわかる。認可件数が最も多い江蘇省が二十七件であるのに対し、寧夏回族自治区は認可が一件もない。概略、華中・華南地域の沿海部の件数が多く、東北部や内陸部では相対的に

に入ってからそれを保護する制度が整備された。二〇〇五年に「歴史文化名城保護規劃規範」が施行され、保護の原則や措置の方法が統一され、また、二〇〇八年には「歴史文化名城名鎮名村保護条例」が定められ、「歴史文化名城」「歴史文化名鎮」「歴史文化名村」の申告や認可、公布の方法、保護計画、措置等が明確にされた（孫二〇〇五・四一五）。同条例の第一章総則、第三条には「歴史文化名城、名鎮、名村の保護は、科学的計画や厳格な保護の原則に従い、その伝統構成と歴史風貌を保持・継続し、歴史文化遺産の真实性と完整性を守り、中華民族の優秀な伝統文化を継承・発揚し、経済社会発展と歴史文化遺産保護との関係を正しく処理しなければならない」と、その目的が定められている。ここでは、歴史文化遺産の保護と、ときにトレードオフとなる「経済社会発展」とのバランスが考慮され、そのような経済的目的をもった行為は必ずしも否定されてはいない。しかし、基本的には計画的で厳格な原則を遵守する保護と、伝統や歴史の保持が強調され、さらに「真实性」「完整性」といった本質的な実態保存が明確化されている。ここで明示された「真实性」「完整性」という概念は、実はユネスコの世界遺産条約履行のための作業指針で規定されている「authenticity（真正性）」と「integrity（完全性）」という条件の中国における訳語であり、それらがユネスコの制度概念の準用であることは明らかである。authenticityは、その「遺産」が「本物」であるかどうかを問う尺度であり、また integrity は、「遺産」とその特質を全体として含み、継承しているかどうかを問う尺度である。それらは、「遺産」として認可するための評価基準であり、また、「遺産」が本物でなければならず、その内容や価値を無傷で保持し続けていなければならないことを強く要求する条件でもある。「遺産」の自然な変容や人為的改変を忌避する本質主義的文化観に基づいた

少なくなっている。

これは、いわゆる古い街並みの残った街——古鎮——が、華中・華南地域に多く残存しているためとも考えられるが、さらに保護政策と経済との関係性を含み置く必要がある。周知のとおり、華中・華南地域は、中国のなかでも経済発展が先行した地域である。そのため、早くより都市部に限らず農村部にまで開発が進行している。結果、古鎮の保護が急務となり、積極的に「歴史文化名鎮」認可申請に、地方政府が動いたと考えられる。

また、その保護に必要な原資の出所も考慮しなければならない。国家級の「中国歴史文化名鎮」の選定や認可作業の実務は、中央政府の建設部と国家文物局が担当するものの、実際の保護事業は省などの地方政府が担当するため、地方政府の経済力と申請活動とが大きく連関していることが推測される。

さらに、経済的に発展した地域にその認可が卓越しているのは、観光開発という経済的理由も大きく影響していると考えられる。この「歴史文化名鎮」認可に限らず、中国における「遺産」保護の動きは、観光産業と密接に関係している。「遺産」関連の種々の法律や制度のなかでも、保護のみならず「遺産」を積極的に活用することが謳われている。いや、むしろ中国の「遺産」制度は、表面的には文化保護を装いつつも、実際は国家統治や経済発展といった実利的な目的が顕著に埋め込まれ、制度的に読み換えられているのである。つまり、単なる文化「保護」制度とは、ずれ、ずらされると考えた方がよい。そして、その「ずれる／ずらす」状況は、地方で実際に制度が運用されるなかで、より先鋭化している。次に、地方の「古鎮」における「遺産」政策の読み換えと、それによる文化の客体化、そしてその政策を読み換える伝統の担い手を検討してみたい。

2 文化保護と観光開発の地方政策——古鎮化

浙江省衢州市江山市廿八都鎮¹³は「古鎮」の典型で、前記の国家級の「中国歴史文化名鎮」にも選ばれている。古鎮とは、古い建造物や「伝統」的な文化を数多く残し、長い歴史を有するとされる「伝統」的街並み群である。ここでは、文化のハードウェアである古建築や遺物などの物質文化遺産と、ソフトウェアである生活文化などの非物質文化遺産とが一体として保存、保護、あるいは活用されている。「遺産」としての古鎮がもつ歴史性は、現在の中国において観光開発の重要な資源となっている。

ただし、古鎮は歴史の推移のなかで自然と残ってきたのではない。いままさに古鎮として創造されているのである。その創造過程は「古鎮化」と表現しても良いだろう。建造物や街路、さらに生活文化など、古鎮全体で歴史性を来訪者に感得させる工夫が行われている。ここでは新しい建造物を古風に造り替えたリ、元には存在しなかった古風な雰囲気をもつ「古」建築を新築したりする。また、街並み風景と地域文化を特色あるものにするため地域文化の取捨選択や変形、デフォルメがなされたりする。そこは、観光客に向けて地域文化を展示する「パビリオン」として改造され、また地域性を勘案した文化を主題とし、その主題に沿って街の特徴づけや演出を行う、いわゆる「テーマパーク」として改造されているのである。その極端なまでの改造は、本来ならば国家級の「歴史文化名鎮」として具備しなければならぬはずの「真実性」や「完整合」といった要件を、少なからず揺るがす行為である。すなわち、中国の地方の文化政策の現場で起こっている古鎮化は、中央政府が構成した古鎮保護の法的な位置づけや条件から、かなり

逸脱している——ずれている——現象であるといえる。

この古鎮へと街が変化していく古鎮化を、中国民俗学者・周星は「古鎮の再発見」と表現している。そして周は、古鎮の文化的価値に注目する社会的な高まりが、一九九〇年代から長江や珠海三角州地帯などの経済発展著しい地区から始まり、現在、全国各地で活発化していることを指摘している「周二〇一」。廿八都もその例に漏れず、古鎮として近年再発見されたのである。そして、そのような古鎮の再発見や創造は、中国各地の観光開発の場ならばどこでも目にする事ができる普通の現象であるといっても過言ではない。またその現象は、世界各地の歴史的観光地でも散見されるであろう。しかし中国では、その現象がより過激に進行しているのである。

さて、廿八都鎮の「古鎮」として保護されている中心部は、面積三・五平方キロメートル、戸数一〇〇七戸、人口三一三三人（二〇〇七年九月時点）で、潯里村、花橋村、楓溪村の三つの行政村で構成されている。そこは浙江省、江西省、福建省の三省の境界（三省交界）であり、古くより交通の要衝であった。福建省から浙江省に抜ける仙霞古道は、かつて華南から北上する重要な街道であり、多くの人が行き交った。そのためこの鎮には、古くより浙江省、江西省、福建省から移住してきた人びとが混住し、現在でも鎮内で一四二種もの姓氏、一三種以上の方言が確認されている。このような地域的特性が、パビリオンやテーマパークと化した廿八都古鎮の主要モチーフとして利用されている。

中国各地の古鎮は、政府などの公共部門によって保護される一方、同時並行的に観光地として開発されているが、ここ廿八都も保護と開発が政策的に同時進行している。廿八都鎮は、現存する建築の約八割が明末から清代、民国期にかけての古建築であるとされ、現在、潯里街、楓溪街などの街路の古建築を中心

とする伝統文化保護政策が展開されている。この廿八都の文化政策は文化遺産時代に入って、よりいっそう過激なものとなっている。

廿八都における地域伝統文化を保護する政策の端緒は、文化遺産時代が到来する以前の一九八〇年代まで遡る。一九八六年、当時の江山県（現江山市）人民政府は、廿八都鎮の著名な名所旧跡である文昌宮（文昌閣）、水安橋、楓嶺関を重点文物保護単位に指定した。また、一九八八年八月には江山市九期人民代表大会三次会議代表と常務委員会から審議意見が出され、廿八都を市級の「歴史文化名鎮」に列挙するための研究を行うことが決定され、一九九一年には、浙江省政府から省級の「歴史文化名鎮」として認可された。同時に、一九九〇年には、文昌宮と水安橋とその周囲が建設抑制地帯とされ、翌一九九一年八月には文昌宮が浙江省重点文物保護単位に指定された「蔡、祝二〇〇七・三一—三八」。このような保護活動を見ればわかるように、文化遺産時代が到来する以前の文化政策は、文物保護という目的に重点が置かれていた。ところが、その後、一九九〇年代末から二〇〇〇年代にかけて、その文化政策の重点は文物保護から経済発展へと移行していく。

一九九八年八月に、浙江省や衢州市クラスの政府幹部が廿八都を視察に訪れた。それに参加した浙江省政治協商会議の副主席は、「廿八都の古建築は伝統文化の縮図で、何物にも代えがたい宝であり、非常に特色があって、開発する価値がある。現在、緊急救助的保護を引き締めてやらなければならず、廿八都経済と古鎮文化開発との結合を立ち上げ、経済を活性化させ、威風堂々たる風格を再び奮い立てなければならぬ」「蔡、祝二〇〇七・三三」と、廿八都の文化を礼讃し、その文化と経済が結合する事業を支持した。この幹部の意見から、当時の廿八都の古鎮保護が、すでに開発や経済発展政策と軌を一にする活動と

して位置づけられていたことが理解される。

二〇〇〇年六月に江山市人民政府は、古建築のうち二八件を市級の重点文物保护单位に指定し、「江山市廿八都古鎮保護與開発辦公室」を開設した。以後、この辦公室と鎮政府が、地元での古鎮保護開發をリードすることになる「蔡、祝二〇〇七・三二—三八」。この辦公室名に「保護」とともに「開發」が併記されているように、古鎮保護の動きは、単なる文化保護だけではなく、文化を活用した開發、とくに觀光開發に重点を置くものに移行したのである。

二〇〇一年には、南京の東南大学城市规划設計院・仲徳昆教授によって『廿八都歴史文化保護区保護規劃』（保護区の設計図）が作られ、二〇〇二年に浙江省歴史文化名城保護管理委員會の検討を経て、二〇〇三年に浙江省政府から承認された。さらに同年、これを受けて江山市政府は「廿八都古鎮保護與開發領導小組」を設立し、「廿八都省級歴史文化保護区保護管理辦法」を制定した「蔡、祝二〇〇七・一二七」。また二〇〇二年には、近隣の観光地として重要視される「江郎山国家級風景名勝区」の構成単位となり、そして、二〇〇四年には、廿八都の古鎮保護と開發プロジェクトが「浙江省重点建設項目（省の重点的な建設プロジェクト）」のひとつとして位置づけられた。また、同年には、廿八都を貫通する仙霞古道を、古道沿線の仙霞関や江郎山、浮蓋山などと組み合わせ、「海上絲綢之路（海上のシルクロード）」として世界遺産に申請しようという計画がもち上がり、実際、浙江省建設庁を経て中央政府の建設部へと上申されている。

この時期にもなると、一九九〇年代に比べて、より上級の政府幹部が廿八都の古鎮保護・開發に関与するようになる。彼らは廿八都を視察し、その保護と開發事業を高く評価し、その推進を支持し、鼓舞した。

九〇年代にはせいぜい省・衢州市クラスの政府幹部しか廿八都を来訪しなかったのが、この頃になると中央政府クラスの幹部までもが、視察に訪れるようになった。たとえば、二〇〇六年には、中央政府の関係者たちが立て続けにこの地を訪れた。三月、中央政府の文化部の副部長、省の文化庁の庁長、衢州市の宣伝部長などが視察に訪れ、それを江山市政府の指導者であり、廿八都古鎮開發のキーパーソンであった市長が随行、案内した。また四月には中央の全国政治協商會議の副主席までもが視察している。廿八都の古鎮開發において、江山市の地方政府は衢州市、浙江省、そして中央政府という上級の政府のお墨付きと支援を得ることに成功したのである。

そして二〇〇七年には、廿八都は中央政府から、先に紹介した国家級の「中国歴史文化名鎮」として認可・公布され（第三次認可）、さらに二〇〇八年には文化部によって「中国民間文化芸術之郷」に指定された。国家級の「中国歴史文化名鎮」に認可された当時、廿八都では古建築の修復、ならびに古鎮整備のための用地買収、住民移転などの政策的な動きが活発化しており、そのため、当時の廿八都鎮政府の幹部は、江山市政府から直接派遣され、古鎮開發の職務を主として担っていた。たとえば、廿八都鎮共産黨委員會書記・人民代表大会主席は、江山市旅遊局（旅行社）副局長が兼務していた（二〇〇八年八月時点）。また、二〇〇六年から廿八都副鎮長に就任した人物は、江山市廿八都古鎮保護與開發辦公室的主任を兼務し、古鎮開發の政策遂行の実務にあたり、地元住民と交渉を重ねていた。彼は、元々江山市の旅遊局に勤務し、廿八都の開發にともない派遣されたものである。

この廿八都古鎮開發の政策の立案過程には、先に述べた東南大学を始め、同濟大学（上海市）、鄭州大学（河南省）などの古建築、都市計画等の専門家が関与した。そして、二〇〇八年四月から第一期工事が

開始され、二〇〇九年一月二六日に竣工するまでの間、七六四八万元（約一三億円）もの資金が江山市から投入され、潯里街を中心とする古鎮の整備が進められた。今後、さらに楓溪街なども含んだ、第二次、第三次の廿八都の総合的な保護開発計画が企画されている。

二〇〇八年秋には浙江省と福建省を結ぶ黄衢南高速公路が開通し、二〇〇九年には国慶節に向けて九月二六日に、「廿八都古鎮」として対外開放された。文昌宮などの中心的建築物は改修され、歴史的なパビリオンとなり、また古民居は住民がそのまま居住しながら、生態環境と文化（文化生態）の調和を図り、この地の特色文化を展示するパビリオンへと改造された。それはその後さらに、省レベルの非物質文化遺産の保護政策で支持されることになる。廿八都は「江山廿八都文化生態区」として、二〇〇九年二月に、「浙江省非物質文化遺産保護条例」に基づき、省内の七カ所の文化生態区とともに、「非物質文化遺産生態保護区試点（無形文化遺産生態保護区モデル）」に指定されている。

二〇〇九年の古鎮の対外開放にともない、廿八都古鎮の経営・管理は、江山市旅遊局が出資する従業員四〇名ほどの「江山市廿八都古鎮旅遊開發有限公司」（二〇〇五年に設立）に移管され、ビジター・レセプション・センター（旅客接待中心）やホテルなども整備されている。この会社は展示館、古民居の入場料収入以外に、商業地として整備した建物の賃貸料収入、ビジター・レセプション・センター内のレストラン、ホテル、商店などの承包（請負）による収入などで運営されている。会社には、古鎮内を案内するガイドや、招致された外来の商店に勤める者など、廿八都のほか、江山市などからも雇用されている。¹⁴ 会社は、収益を上げながら、古建築や街路の修復、排水処理などの環境整備なども継続して執り行っている。

3 「遺産」制度から「伝統の担い手」へのインパクト

廿八都は、二〇一〇年に国家旅遊局の質量等級評定委員会の視察を受け入れ、「国家AAA級景区」の観光地として認定された。文化保護以上に、このような観光事業への制度的対応を着実に進行させている。そして、一、「方言王国、百姓古鎮（多種の方言、多様な地域に出自をもつ住民の鎮）」、二、「鷄鳴三省、商貿集鎮（浙江・江西・福建三省の境界、商業集積する鎮）」、三、「兵家之地、辺陲重鎮（国境の軍事的要衝の鎮）」、四、「民俗魅力、風情古鎮（民俗の魅力溢れる風情のある古鎮）」という、四つのテーマをもとに古鎮作り（写真1）が進められた。古建築の改修と合わせて、新しい古風な建物が建てられ、それらは四つのテーマに関連する種々の文化要素を展示するパビリオンとなり、街全体がテーマパークと化した。それにともない、廿八都の地域文化は取捨選択され、そのありようと意味づけを変化させている。



写真1 廿八都の古鎮化と並み街の古鎮

かつては、その地域文化の継承は無意識になされていたが、観光化という新しい状況への変化によって、地域文化はドラスティックに客体化され、新しい価値や用途が発見、創造された。さらに、それとともにその伝統の担い手までも発見、創造されたのである。そのような客体化された地域文化の代表例に「剪纸」がある。

剪纸とは切り紙工芸であり、中国の伝統的な民間工芸で

ある。それは現在、「遺産」への関心が高まる中国にあって、重要な非物質文化遺産として位置づけられる民俗である。二〇〇六年、国家級の非物質文化遺産第一回認可の際には、五一八項目のひとつとして名録に認可され、また二〇〇九年には、ユネスコの無形文化遺産にも選ばれている（「代表一覧表」に記載）。本来、剪纸は春節などの節日、結婚式などの祝事に、窓や天井、壁、門口、さらに器物などを装飾する吉祥の民間工芸品であった。花卉や動物、風景や民間故事などの図案が描かれてきた。それは総体として見れば、地域や民族を越えて中国全土で嗜まれる普遍的な国民文化となっているが、一方細部を見ると、各地固有の特徴的な地域性をもったデザインや技法が展開される地方文化でもある。一般に、それはスタイルによって北方派（陝西省、山東省）、江浙派（江蘇省、浙江省）、南方派（広東省、福建省）などの流派に分けられるが、さらに地域ごとに図案や技法により細かい特徴を有しており、近年、その地域の特徴が注目されている。

かつて甘八都でも、日常生活のなかに登場する普通の民俗として、地域の特徴をもった剪纸が伝承されていた。その図案は窓を飾る「窓花」や祝いの魚を飾る「魚花」、春節の餅・年糕を飾る「糕心花」、豚を飾る「猪边花」、そして過年（年越し）の祖先祭祀の卓を飾る「年飯花」など多様であった。剪纸は甘八都の祝事には欠かせない装飾品で、年配の女性ならばその制作技術を保持していたという。しかし現在では、地域の特徴をもった剪纸制作に取り組む人はほとんどいない。

二〇〇七年、甘八都ではCとTという二人の女性が、剪纸の巧手として知られていた。彼女たちは、二〇〇一年一〇月に、浙江省電視台（浙江省テレビ）が甘八都の剪纸などの民間芸術を取材した際にも一緒に取り上げられた。ただ、この二人は、同じく剪纸を嗜むといっても、その制作者としての性格を大きく

異にしていた。

Cは一九一七年生まれで、すでにかんりの高齢であった。一六歳のときに近在の福建省浦城から嫁いできた。そのときは、まだ剪纸制作の技術は身につけておらず、婚家にもそれができる人はいなかった。その後、甘八都の人びとが春節などに「寿」「喜」「窓花」「魚花」「糕心花」など伝統的な剪纸を家や什器に飾るのを見て羨ましく思い、自分も近所の人から習いながらそれを始めてみたという。そのおかげで、彼女は前記したような甘八都の地域の特徴をもった伝統的剪纸の図案を伝承していた。

一方、Tは一九七九年に甘八都の農家に生まれた。刺繍や剪纸を嗜む母方の祖母から剪纸を学び、小学生の頃から趣味として剪纸制作を継続してきた。ただ、彼女が祖母から学んだのは、あくまで剪纸の一般的、基礎的な技法や図案だけであり、祖母やCが伝承していたような甘八都の地域の特徴をもつ技法や図案を継承することはなかった。しかし、彼女は、甘八都古鎮の観光開発が進められ、観光資源としての非物質文化遺産の価値が再認識されるなか、数少ない剪纸愛好家たちのなかから、甘八都の非物質文化遺産を継承する「名人」として見出されたのである。

甘八都の剪纸の名人とされるTは、地元の人びとのみならず、甘八都鎮政府や古鎮旅遊開發有限公司の関係者らに、その才能が認められている。また剪纸研究の専門家もその力量を認めており、浙江省の剪纸を総覧した研究書『浙江民間剪纸史』収録の「浙江剪纸名人譜（浙江省の剪纸名人のリスト）」にも、彼女はその名を連ねている（鄭二〇一三：一四〇）。彼女は、この地で行われた剪纸の展示会や競技会で高く評価され、数々の褒賞の栄に浴している。しかし、その高い評価は二〇〇〇年代に入ってから獲得したものであり、甘八都の古鎮化、さらにそれを推進する政策や制度と、軌を一にしているのである。



写真2 「「弘揚传统文化、歌頌新農村」
剪紙大賽」の榮譽證書

褒賞の栄に浴した。この賞の授与式のために、彼女は義烏から江山まで駆けつけたが、そのとき江山市の副市長・人民代表大会副主任から直接激励され、剪紙制作を続ける意志を固め、さらに制作活動に打ち込んだという。

また二〇〇七年三月には、やはり国際婦人デーに廿八都鎮委員会、廿八都鎮人民政府主催「弘揚传统文化、歌頌新農村」剪紙大賽（「传统文化を発揚し、新農村を褒め称える」剪紙大会）（写真2）が開催され、Tはそれに出場した。そこには、Cなど古くから剪紙を嗜む年配の剪紙制作者たちも参加していたが、とくに注目されたのが若いTであり、その作品が高く評価された。彼女は、廿八都において自他ともに認める剪紙の重要な伝承者となったのである。

ただし、二〇〇七年九月時点では、Tは未だ本格的な剪紙の制作活動を開始しておらず、自らの作品の販売経験もなかった。しかし、剪紙の展示会等で実績を積み上げる過程で、彼女は剪紙制作で生計を立てる、いわゆるプロフェッショナルな剪紙作家となるというそれまでの夢の実現を、本気で望むようになった。彼女は、廿八都の古鎮観光開発にもない、剪紙は今後この地で商品となると確信し、職業として剪紙作家が成り立つと信じていた。

Tを取り巻く状況は、廿八都の古鎮開発が進展するなか、大きく変容していく。彼女は、廿八都鎮中心小学の美術の授業で、剪紙伝承のために制作技法を教える機会を鎮政府から与えられ、毎日三課の

Tは中学に入ってから剪紙に興味をもち続け、美術の授業のときにはとくに熱心に取り組んだという。あるとき美術の授業で剪紙の講習があり、彼女が、最初に作った作品（「花碗」）で優秀な成績を取り、また友人のために代作した作品も高く評価された。美術の成績はクラスのなかで最も優秀で、彼女は将来、剪紙作家となることを夢見るようになった。

しかし、取り立てて師と仰ぐような人もなく、専門的に勉強する機会もなかった。その後、テレビや図案集、専門書などをもとに自学自習で剪紙を身につけた。また、特別に専門的な道具を使うでもなく、家にある普通の剪刀で制作を続けていた。この時点では、まだ中学生の趣味の域を超えてはいなかった。彼女は、中学を卒業後、美術学校への進学を希望したが、残念なことに学費を工面できずそれを断念し、広州へと出稼ぎに行った。しかしこれ以降も、剪紙は彼女にとつて熱中できる趣味であり、仕事の合間を縫っては、不要な新聞紙や雑誌の紙を使って剪紙制作を楽しんでいた。また、親しい友人たちの新居の祝いや結婚時に剪紙を制作して、部屋を飾っていたという。こういう経験を経て、彼女の剪紙制作の力量は、周りの人びとに認められるようになった。

二〇〇一年に、廿八都鎮政府は、传统文化の保護を行うために剪紙などの実態調査を行った。この情報を聞きつけたTの父親は、彼女が制作した「牧童（水牛の背に乗った子どもの図案）」「送飯（農作業の昼食を届ける女性の図案）」などの六點の作品を、その頃、浙江省義烏に出稼ぎに行っていたTに代わって鎮に提出した。そして同年、江山市では国際婦人デー（婦人節・三月八日）に際して、江山市婦女聯合会、江山市旅遊局、江山日報社主催の「三八」江郎山杯女巧手旅遊工藝品設計大賽（三月八日江郎山杯女性名人旅行工藝品デザイン大会）が開催され、そこにTの六點の作品が出品され、幸運なことに二等賞の

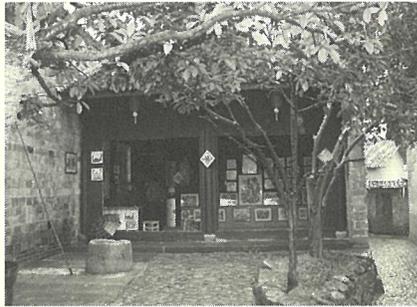


写真3 Tの剪紙工房兼販売所

以上のような伝統の担い手、及びその制作活動、そしてその作品に対する社会的認知や評価の変化は、その図案や作品に対する伝統の担い手自身の解釈に、微妙な変化をもたらしている。すでに述べたように、Tは剪紙を本格的に始めた当初、廿八都で伝承されてきた地域的特徴を有する図案ではなく、中国で一般的に見受けられる図案しか制作していなかった——できなかった——。それは、彼女が剪紙を地域の人びとから伝承したのではなく、テレビや図案集、専門書といった現代的メディアを通じて自学自習し、中国一般に流布している汎用的な知識や技術を習得したためである。当初は、「太陽月亮（太陽と月の図案）」「星体雲霞（天体の雲霞の図案）」「鳥飛蝶舞（鳥が飛び蝶が舞うの図案）」「牡丹鳳凰（牡丹と鳳凰の図案）」「双鳳朝陽（鳳凰と太陽の図案）」「龍鳳呈祥（龍と鳳凰の図案）」「双龍戲珠（二匹の龍が珠で遊ぶ図案）」「喜鵲登梅（梅の上のカ

4 古鎮化による非物質文化遺産の創造

は、Tにとって歓迎すべきことであり、地元で念願の職、地位を得る良い機会となったが、それは観光開発に関わるアクターにとってもテーマパークの題材を得る好機となった。この時点で彼女の剪紙制作は、個人的な趣味から、職業的な民間芸術作家の創作活動へと転換されたのである。

「剪紙課」の授業を受け持ち、廿八都の子どもたちに教えるようになった。この剪紙教育は、この地の伝統文化継承のために鎮政府が開始したものである。それは文化保護政策の一環であり、彼女も伝統文化を保護するという社会的使命を意識していた。しかし、やはり彼女の主たる関心事は、生活の向上や自分の夢の実現といった私的な問題であった。

その後、Tの剪紙制作活動は、着実に社会的認知とその評価を高めていくこととなる。とくに、二〇〇九年には、彼女の剪紙活動が大きな転換期を迎えた。彼女は同年一月に、衢州市民間文芸家協会より、「衢州市民間文化芸術優秀人材」の荣誉称号を受け、江山市民間文芸家協会会員となった。また同月、その熱心な剪紙制作活動が認められ、江山市文化広電新聞出版局から、「江山市首批文化示範戸（江山市第一回文化模範の家）」として表彰されている。さらに同年六月には、中国共産党衢州市委員会宣伝部と衢州市文化広電新聞出版局が主催する「衢州市非物質文化遺産大型展示会」に出品し、「優秀展演展示賞」が授与され、九月には、廿八都鎮委員会と廿八都鎮人民政府が主催した「廿八都鎮創建『中国幸福鄉村』暨首屆文化藝術節剪紙比賽（廿八都鎮創建『中国幸福鄉村』及び第一回文化藝術節剪紙コンクール）」において、「牧羊女（羊飼いの女性の図案）」の作品で特等賞を獲得している。

このように社会的な肩書きや榮譽を矢継ぎ早に獲得し、その評価を高めるなか、ついに彼女は自らの工房兼販売所を、整備された古鎮の街路に開店した。彼女は、まず二〇〇九年一月一日に、古鎮の潯里街、楓溪街の境附近にある一般個人の家を借りて剪紙の店を開いた。それを見た江山市廿八都古鎮旅遊開發有限公司の関係者が、自らのテナントに入ることを勧め、二九日に会社の建物に移転することとなった（写真3）。公司是、観光客を引きつけるための良い素材だとして、彼女の入居を歓迎した。古鎮の観光開発



写真4 Tの剪紙作品「水安橋」

あるが、彼女はその名勝の様相を古老から聞き取り、また風景を想像して図案化した。彼女は意識的に、地域の特性をもった図案を生み出そうと模索したのである。その風景には、より地域性をもたせる工夫も施されている。たとえば、水安橋の下を流れる川には、江山の特産品であるガチョウを配置し、江山市の地方色を醸し出しているのである（写真4）。

一方Tは、この地に本来伝承され、普通に見られたはずの地域的特徴を有した伝統的な図案は受け継いでいないことはすでに述べたとおりである。廿八都において剪紙は、過年や結婚式などの吉事に制作され、調度を飾るものだった。たとえば、三〇年ほど前まで、婚礼儀式である「文定（婚約）」に際して、新郎は新婦の家に「猪辺」という豚の半身を台に載せて

ササギの図案）「金魚」「連年有余（魚と蓮の図案）」「魚子蓮花（金魚と蓮の花の図案）」「鴛鴦戲水（オシドリの水との戯れの図案）」「万年青（オモトの図案）」「紅双喜（双喜文字の図案）」「団花（円形の飾りに吉祥字を配置した図案）」「福祿寿喜（吉祥文字の図案）」「福（吉祥文字の図案）」、さらに干支などの伝統的、かつ中国剪紙に一般的な吉祥図案（縁起の良い絵柄）を制作しているに過ぎなかった。それらは、種々のテキストにある作品を模倣した図案であり、学習段階の図案といえる。それらには、廿八都の剪紙の地域的特徴や伝統性といったものは、まったく見受けられない。しかし、古鎮化の過程で、彼女は徐々に独自の作風を獲得していく。

現在、Tの図案上の独創性は、廿八都という地域の特徴ある風景や文物を描く図案において発揮されている。彼女は、廿八都の古鎮開発の資源としてクローズアップされた古建築や景観、農村風的生活様式をデザインとして剪紙に取り入れることにより、独自の作風を獲得したのである。それは、廿八都の伝統的剪紙の地域的特徴ではなく、古鎮としての廿八都そのものの地域的特徴、地域性を保持している。

古鎮のなかでパビリオン化した古建築は伝統様式をもち、それは鑑賞の対象になっている。彼女は、古鎮開発が進行する以前からそれらを題材として剪紙に取り込み、被写体とすることで自身の剪紙の特徴を生み出したと述べる。具体的には、水安橋、文昌宮、楓溪橋、万寿宮、水星廟、東岳宮などの廿八都の古建築、さらに「牧羊女」「牧童」のように農村イメージを喚起させるモチーフ——実際は廿八都と関係はない——を図案に盛り込んだ。そして、政府や公司などの観光業を進展させたいアクターは、このような図案を高く評価し、彼女を廿八都の地域性を醸し出す剪紙の制作者として位置づけたのである。

Tは、このような廿八都の地域性を盛り込んだ図案を、古鎮開発が進むなか、感覚的に自分で生み出し

たと語る。ある晩、寝ているときに、廿八都の名勝の光景が目浮かび、その光景を図案化することを思いついたと語るのである。しかし、廿八都の名勝を描く意義を、戦略的に意識していることは間違いない。廿八都には、古くから「楓溪十景」と称する名勝が存在する。それらには「水安涼風（水安橋附近の光景）」「楓溪望月（楓溪橋からの観月）」「浮蓋残雪（奇岩である浮蓋山の残雪）」「龍山牧場（龍山での馬の放牧）」「狩嶺晴嵐（英雄の鄭成功が狩猟したと伝える古跡）」「西場騎射（清代の兵士たちの教練場）」「珠玻樵唱（山歌を歌う場所）」「梓山花錦（昔時、僧侶たちが花を植えた名所）」「相亭晚鐘（相亭寺の古跡）」「炉峰夕照（香炉山の夕景）」という民間故事に因む呼称が付されており、彼女はそれらをモチーフとした図案を考案し、「風景剪紙」として一揃いで販売した。そのなかには、いまでは消失してしまった風景も

贈る儀礼的な贈与が行われていた。その上に、「猪辺花」と呼ばれる豚を象った剪纸を被せ、装飾した。また、魚の贈答品は「魚花」という剪纸で飾られていた。さらに、嫁入り道具には、蘭や梅、菊、竹、万年青などの縁起の良い図案の剪纸が貼られていた。過年には、窓に「窓花」が飾られ、春節の餅・年糕（廿八都では「銅鑼糕」という）には、万年青などを象った「糕心花」、祖先へ供える卓には「年飯花」、そして香炉には万年青や蘭を象った「香炉花」という剪纸が飾られていた。

しかし、廿八都地方で普通に見られた、これらの伝統的な剪纸を飾る民俗は、Tが剪纸制作を開始する以前に衰退しており、年長者の記憶のなかに存在するのみである。彼女は廿八都にそのような伝統的な剪纸が存在したことを知っているものの、具体的な伝統図案やその作成技法は知らない。彼女は、そのような図案を年長者から学びたいと語るが、実際は過去の伝統剪纸のモチーフは、彼女の作品のなかには取り入れられていないのである。また、彼女を高く評価する地方政府や観光開発の会社などの外部アクターも、彼女が廿八都の地域伝統として地域的特徴を有した剪纸のモチーフを学び、制作することを求めている。むしろ、地域に長らく伝承される伝統文化としての剪纸ではなく、地域色、地域風味を醸し出す新しい創作文化としての剪纸を歓迎している。古鎮化、さらにそれと並行してなされた非物質文化遺産の保護・活用過程で発見された非物質文化遺産は、一般的な文化政策で重視される「真正さ」をもつ地域文化ではなく、「真正らしさ」をもつ創作文化だったのである。

Tは、さらに北京オリピックのマスケットである福娃や、ディズニのミッキーマウスなどの、現代的なキャラクターの制作を行っている。また、彼女は今後、挑戦してみたい図案として、豆腐作り、綿打ち、蓑（櫻衣）作り、鍛冶屋などを挙げる。これらは、廿八都の古鎮化において伝統性を醸し出す文化資

源として活用された民俗であり、剪纸と同じく観光資源へと変容した地域文化なのである。古鎮開発のなかで客体化された文化が、さらに剪纸のなかに客体化される。すなわち、古建築などと同じく、古鎮を代表する文化として構築された文化が、剪纸の被写体となることによって再構築されるのである。

Tは、廿八都に元々伝承されてきた地域的特徴をもった図案を継承するよりも、新しく地域性をもった図案を考案するという、創意溢れた戦略を採用した。それは、廿八都を訪れる観光客のニーズを考慮したものであり、廿八都の古鎮化、観光化の過程で選択された戦略である。彼女は、観光客のニーズを常に意識し、需要が多い図案を制作するように配慮している。そのため、年齢が低い旅行者向けに、現代的なキャラクターも織り交ぜる必要があるという。彼女はさらに、そのような観光客の購買意欲をかきたてるために、その場で剪纸の実演制作・実演販売をしていた。そして、彼女の剪纸制作は、その作品だけではなく、技術や作業工程も一種のパフォーマンスとして、廿八都古鎮文化、古鎮テーマパークの要素のひとつとして組み込まれたのである。

廿八都の古鎮化の進展にともない、ひとりの女性が愛好した剪纸は地域の伝統民間芸術となった。そして、古鎮開発を主導するアクターに、その価値が「発見」された。彼女が得た剪纸の「名人」としての地位は、彼女ひとりの努力によって得られたのではなく、非物質文化遺産を保護しつつ、観光資源の目玉のひとつとした公共部門の政策や、名人を生み出す褒賞システムといった制度のサポートによって得られたものである。その結果、ひとりの女性が短期間のうちに、一般の剪纸愛好家からプロフェッショナルな剪纸作家へと生まれ変わった。

二〇〇七年までは、細々と趣味として制作されていたTの剪纸は、ここ数年の古鎮化にともない地域文

化を表す「作品」となり、その制作過程も廿八都の地域文化を表象する非物質文化遺産として演じられる行為に変化した。そして、彼女は、さまざまな公的な表彰システムによって顕彰され、地域の非物質文化遺産の継承者、伝承者と位置づけられることにより、社会的評価もまた大きく転換したのである。ただし、この「位置づけ」は、非物質文化遺産の一般的な取扱いから見れば、かなり特異なケースである。それはデザインや技法上で地域的特徴を有し、歴史的に継承されてきた「遺産」ではなく、新しい創造的な文化なのである。むしろ、価値を見出され保護の対象とされやすい伝統的な「遺産」とは「ずれた」、新しい創造的な文化が、非物質文化遺産として評価されているのである。

その後、Tの人生は、さらなる変転を遂げた。一時、「成功」したかのごとく思われた彼女の剪紙作家としての生活は、実は長続きしなかった。筆者はTと初めて出会って五年後の二〇一二年に廿八都を再訪したが、そのとき彼女の姿は廿八都にはなかった。結局、彼女の剪紙はそれほど観光客に受け入れられず、経済的に成り立たなくなった彼女は、出店して三年後の二〇一一年に店を畳み、再び、廿八都の外の地に出稼ぎに出たのである。

5 まとめ

以上のように、ユネスコを起点とする「遺産」概念や政策、制度に、中国政府は積極的に応答してきた。そして、それをきっかけとして、国内向けの中国的な「遺産」制度や政策が組み立てられた。それはユネスコの「遺産」を踏襲しつつ、政治的、経済的な目的によって読み換えられた。それはナショナリズムと

結びつく国家統合のツールとなり、また一方でツーリズムと結びつく経済開発のツールともなった。程度の差こそあれ、世界各国で同様のことが行われ、同様の状況が現出しているが、中国ではそれが極端なまでに進行しているのである。

この中央政府の「遺産」概念や制度、政策は、さらに地方にも大きな影響を与え、類似の政策や制度を生み出していく。それもまた中央政府の仕組みとは、ずれるものであった。それは、無意識にずれる場合もあれば、より積極的に地域の現状に合わせてずらしている場合もある。そして、そのような地方の「遺産」は、それを担う個々の人びとによってもずらされている。

政策と現場とのずれ——不一致性——に関しては、環境保全の問題等ですでに検討され、そこに広範なずれが存在することが指摘されているが、それは文化保護の現場においても、まったく同様である。文化保護の現場でも、「グローバルな価値とローカルな価値のズレ、地域にあるさまざまな価値の間のズレ、制度と実態のズレ、公共的な目的と個人の思いのズレ、など多様なズレが存在している」〔宮内 二〇一三・三二一〕⁽¹⁶⁾のである。

この「ずれる／ずらす」状況を、一面的に評価することはできないだろう。それは、ときに統治強化といった政府の目論見によって生じることもあれば、またときに個人の自己実現の発露のための「創造的」な誤読、あるいは読み換えによって生じることもある。さらに、そのずれ、ずらしの結果もたらされる状況も、当然ながら多面的である。

ユネスコが展開する世界文化遺産や無形文化遺産などの文化政策は、「文化の保護」を目的としながらも、観光等の経済的な「文化の活用」を必ずしも否定してはいない。いや、それらの文化政策が、受容され

た国々で読み換えられ、経済政策や地域発展政策へと焼き直される、つまり、ずれ、ずらされることくらいは、当初より織り込み済みなのである。それは人類の幸福に資することを目指し、現実社会に資するというプラグマティックな可能性をもっている。地域文化を「伝統文化」や「民俗」という古臭い概念から解き放ち、「遺産」という新味のある概念に位置づけ直し、ずらすことによって、それを経済的、政治的、社会的弱者の生活を改善、向上させるための文化資源へと変化させる力を生み出した。そのような「遺産」概念の有効性を、まずは認めるべきであろう。

その一方で、そのような「遺産」概念が、ずれ、ずらされながら生み出される状況は、「遺産」保護を謳いながらも、その「遺産」を徹底して客体化し攪乱してしまうという矛盾を孕んでいる。文化は絶えず変化するものであるという非・本質主義的な文化観からいえば、そのような客体化や攪乱は当然のことであり、殊更、目くじらを立てる必要はないのかもしれない。しかし、そのような地域伝統文化の客体化や攪乱が、その伝統の担い手たちに大きな影響を与え、その人生を翻弄することがあるとすれば、やはり慎重に熟視し続ける必要があるだろう。

世界的にもて囃される「遺産」政策や制度は、不確実な結果をもたらし、社会や個人生活をときに不安定にしてしまうことを、私たちは意識しなければならぬ。そして、その不安定な状況は、その制度を生み出したユネスコや、政策を遂行する政府によって十分にモニタリングされているわけではない。ユネスコの「遺産」に登録やリスト記載された案件に関しては、その政策の事後調査や影響評価がなされ、その「遺産」の保存状態が確認されているが、地域社会や人びとにわたる広範なインパクトまでは把握されていない。ましてや、ユネスコの直接の「遺産」制度ではなく、それによって喚起、惹起、醸成、誘発、触

発された国レベル、地方レベル、個人レベルの状況までは熟覧されるはずもない。しかし、ここでは研究者や政策立案者が事前に予想だにできないような状況が生起し、地方や人びとの生活や人生をときに揺るがしているのである。

もちろん、ユネスコの制度により喚起されて起こった国家レベル、地方レベル、個人レベルの現象の責任を、ひとりユネスコに押しつけるわけにはいかない。その現象は、ユネスコのみならず国家、地方、個人といった多様なアクターが繋がり、協働——ときに共犯——する運動体なのである。文化の公共政策を今後発展的に推し進めるには、この「遺産」政策の背後、あるいはその延長線上で予期しない、予期できない、そしてコントロールできないような不確実な状況が生起し、地域の人びとを巻き込んで、その地域や人びとの人生を大きく変えていることに敏感となり、内省的に政策をとらえ直す必要がある。いま、「遺産」政策の影響をモニタリングし、さらにフィードバックすることによって政策を修正するという「遺産」の「順応的管理(adaptive management)」が求められているのである。

※写真撮影は、すべて筆者による。

(1) たとえば、一九五四年にオランダのハーグにおいて「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」(Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict)が締結され、また一九七〇年には「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」(Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property)が締結されたが、その条文を見れば、そこで対象とされた文化は「文化財(cultural property)」と表現されていた。それ

らの条約は、絵画や彫刻など有形の「優れた」「美しい」美術品や優品を指定していたため、その時代の人びとは、文化を「財」とみなすことに、それほど違和感を抱かなかつただろう。

(2) ユネスコの「遺産」制度が世界を席卷する以前に、すでに日本には「文化財」制度が存在した。そのため日本政府は、国内の伝統文化の保護政策においては、文化財保護法（一九五〇年施行）に基づく既存の文化財制度と「遺産」制度とを二重構造的に接ぎ木するという苦肉の策に出た。一方、中国の場合、ユネスコの「遺産」制度の刺激によって、国内の種々の文化制度が新しく整備されたため、その「遺産」概念や制度が中国的に読み換えられながらも、相対的に外形上は日本以上にユネスコの制度との連続性が高い。このように国ごとに「遺産」制度の受容のあり方に相違があるため、「遺産」概念の意味内容や制度のあり方に、ずれが生じている。このずれは、日中両国間だけに限られたことではなく、他の国々の間においても同様に見られる現象である。

(3) 世界遺産としての位置づけは、一般的に世界遺産への「登録」と表現されており、この表現を日本の所管部署である文化庁も一部用いているが、正式には「世界遺産一覧表への記載」と表現される。

(4) 二〇〇五～二〇一四年の二〇年間の、世界遺産一覧表への記載件数に限ってみると、中国は一七件（記載件数が世界第一位）で、イタリアやイラン（二一件）、フランス（二〇件）などを大きく引き離しており、近年、中国が世界遺産政策への関わりを加速させたことが理解できる。なお、中国の記載件数はアジアにおいては、インドの三二件（六位）、日本の一八件（一三位）を、やはり大きく引き離しアジア第一位の記載件数を誇っている。

(5) 「無形文化遺産の保護に関する条約」では、無形文化遺産が記載される「一覧表 (list)」として、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表 (Representative List)」と「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 (Urgent Safeguarding List)」との二種が明記されているが、通常、無形文化遺産の「一覧表」には、さらに「ベスト・プラクティス (Best Safeguarding Practices)」を含める場合が多い。ベスト・プラクティスは、「条約」の精神に則った優れた無形文化遺産保護の実例で、政府間委員会 (Intergovernmental Committee for the

Safeguarding of Intangible Cultural Heritage) が選定し、「登録 (register)」するものである。

(6) 中華人民共和国中央人民政府 http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content_185117.htm 二〇一四年八月二二日アクセス。

(7) 正しくいならば、世界遺産制度と無形文化遺産制度は、その成立年代がずれるために、このような制度設計がなされたのである。世界遺産制度は一九七〇年代に先行して形作られたが、それは有形文化・物質文化のみを保護対象としていた。それ以後、その制度で掘り取られていなかった無形文化の価値が認められ、それを保護対象とする必要に差し迫られた。そのため、「無形文化遺産の保護に関する条約」が、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」を補充する形で締結されたのである。結果、世界遺産制度ですでに用いられていた「文化遺産」と切り離し、別の条約で「無形文化遺産」が設定された。本来ならば、中国のように「無形文化遺産」を「文化遺産」に含む、あるいはその下部概念ととらえた方が論理的には整合性があり、合理的だと考えられるが、ユネスコの制度では、この二つが切り離されているのである。論理上の表現と制度上の表現に、このようなずれが生じていることには注意を要する。

なお、世界遺産制度の「文化遺産」は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の条文のなかの定義では、「世界 (world)」の文字が外されている。その用語は、中国では「物質文化遺産」と称される物質文化だけを包含するだけの制度上の限定的な用語となっている。

(8) 文化庁文化遺産オンライン http://bunka.ni.ac.jp/world/h_13_2a.html 二〇一四年八月三一日アクセス。

(9) 注(6)に同く。

(10) 同上。

(11) その制度整備は、政府主導で進められたが、設計段階で多くの民俗学者が関与している「陳二〇一四、葉二〇一四」。現在の中国において、文化政策の立案段階から、具体的な登録段階の調査、審査等に多くの民俗学者が動員されている。

(12) 中華人民共和国中央人民政府 http://www.gov.cn/dftg/2008-04/29/content_957342.htm 二〇一四年八月三日アクセス。

(13) 衢州市は「地級行政区」の「市」であり、江山市は「県級」の「市」である。中国の地方行政区分は省級行政区(省、自治区、直轄市など)、地級行政区(市や地区、自治州など)、県級行政区(県、県級市など)、郷級行政区(鎮や郷など)、さらに郷級行政区に小単位の村や社区が属するというクラスターになっている。

(14) 修復に関して、当時、廿八都に専門的に家屋建築を行う熟練した「木匠(職人)」がいなかったため、すでに完了している分も含め、九〇パーセント以上が廿八都以外の労働者によって担われていた。さらに、設計や意匠の決定なども、廿八都以外の外部者が担っていた。

(15) 中国民間文芸家協会(略称・民協)は、中国の人民団体である中国文学芸術界聯合会(略称・文聯)の団体会員で、民間文芸や民間芸術、民俗の調査、保護、人材教育などに携わってきた。この協会は、地方レベルでも組織化されており、中央、省レベルの協会に関しては一種の準公務員的な位置づけがなされ、専従の職員も配置されている。地方レベルの協会には、その地方の地方史家や地方文化人が多く加入している。中国民間文芸家協会は、文化政策を担う中央政府の文化部と協力し、またときに並行して非物質文化遺産保護などの活動を行っている。文化部が官僚中心で組織されているのに対し、中央の民間文芸家協会のメンバーには民俗学の学位をもった専門家や大学教授、愛好家が多い。中国的な公共民俗学を展開する機関のひとつである。

(16) 社会学者・宮内泰介は、環境保護をめぐる「ずれる/ずらす」状況を、「ズレがあることはよいこと、ズレは宝」と肯定的にとらえている。そして「そのズレをちゃんと認識し、フレームをずらしながら協働で前に進むこと」を提唱している[宮内 二〇一三:三二一—三二二]。

参考・引用文献

蔡恭・祝龍光主編 二〇〇七『廿八都鎮志』中央文史出版社

陳勤建 二〇一四『民俗学者と現代中国の無形文化遺産保護』『日本民俗学』二七九号、四二—四七頁
宮内泰介 二〇一三『なぜ環境保全はうまくいかないのか——現場から考える「順応的ガバナンス」の可能性』新泉社

七海ゆみ子 二〇一二『無形文化遺産とは何か——ユネスコの無形文化遺産を新たな視点で解説する本』彩流社
菅豊 二〇一四『文化遺産時代の民俗学——間違った二元論(mistaken dichotomy)を乗り越える』『日本民俗学』二七九号、三三—四一頁

孫安軍 二〇〇五『歴史文化名城名鎮名村保護条例』『中国名城』二〇一〇年第五期、四—七頁
展鳳彬 二〇〇八『中国の新型観光農家楽——四川省・成都市を事例に』『同志社政策科学研究』一〇(一)、二四—二六頁

鄭巨欣 二〇一三『浙江民間剪紙史』杭州出版社
周星 二〇一一『現代中国社会における古村鎮の『再発見』』『愛知大学国際問題研究所紀要』一三八号、八九—一一頁

葉濤 二〇一四『中国民俗学会と中国無形文化遺産の業務』『日本民俗学』二七九号、四八—五三頁

〔謝辞〕

本研究はJSPS科研費25284172、50222328の助成を受けたものです。

東アジア研究所講座

アジアの文化遺産

—過去・現在・未来

2015年8月20日 初版第1刷発行

編者——鈴木正崇

発行者——慶應義塾大学東アジア研究所

代表者 高橋伸夫

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

TEL 03-5427-1598

発売所——慶應義塾大学出版会株式会社

〒108-8346 東京都港区三田2-19-30

TEL 03-3451-3584 FAX 03-3451-3122

装丁——渡辺滯子

カバー写真—鈴木正崇 提供

印刷・製本—中央精版印刷株式会社

カバー印刷—株式会社太平印刷社

©2015 Masataka Suzuki

Printed in Japan ISBN978-4-7664-2235-1

落丁・乱丁本はお取替いたします。

菊池 健策（きくち けんさく）
都留文化大学非常勤講師 日本民俗学・文化財学
一九五三年生まれ。筑波大学大学院博士課程歴史人類
学研究科単位取得退学。
主要著作に、『山車』日本の美術第五一六号（ぎょう
せう、二〇一〇年）、『日本の民俗9 祭りの快樂』
（共著、吉川弘文館、二〇〇九年）など。